

第5回「マネー・ローンダリング対策等に関する懇談会」議事要旨

1 日時

平成25年12月3日(火) 午後3時00分から午後4時40分まで

2 場所

警察庁第7会議室

3 出席者

座長	安 富 潔	慶應義塾大学大学院法務研究科教授
委員	相 澤 直 樹	一般社団法人全国銀行協会業務部長
(五十音順)	金 子 正 志	弁護士
	釘 宮 悦 子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会理事
	小 林 勇	公益社団法人全国宅地建物取引業協会連合会常務理事
	櫻 井 敬 子	学習院大学法学部教授
	吉 野 直 行	慶應義塾大学経済学部教授

4 配付資料

第5回配付資料

5 議事要旨

配付資料に沿って警察庁から説明し、マネー・ローンダリング対策等に関する懇談会報告書(案)について議論がなされた。主な意見は以下のとおり。

- ・ 写真付きではない証明書をを用いる場合の二次的補完措置について、補完措置が認められても、その措置がとれなければ取引ができなくなる。したがって、顧客等の理解を得るための広報等が必要であるとともに、補完措置がとれない場合には、取引に影響があることを報告書に記載すべきである。
- ・ 写真付きではない証明書をを用いる場合の二次的補完措置に関し、顧客へ配慮した取扱いを強調すれば、義務付けに関して例外規定を設けるような印象を与えかねない。
- ・ 本懇談会の基本的な視点は、対日相互審査における指摘事項を解消するためにはどうするのか、さらにF A T F第4次勧告を視野に入れつつも第3次勧告の基準をクリアするために明確な内容を報告書に書きこむことが求められている。
- ・ 顧客への影響は、実務的な効果や結果の側面であり、現時点では仮定の理論となる。したがって、F A T F基準をクリアしていくために、また法改正をしていくために何を報告書にまとめるのかという観点からすれば、顧客への影響等を報告書の個別論点の中で言及することは適当ではないと考える。顧客への影響の配慮などは、懇談会での議論のまとめとなる「おわりに」で記載してはどうか。
- ・ 法人の実質的支配者の確認について、現行の制度を前提とする以上、申告ベースが前提とならざるを得ないこと、また、F A T F第4次勧告を見据え、法人顧客及び事業者の負担軽減の観点も含めた新たな制度についても関係省庁に検討を求めたいとい

うことを報告書に記載すべきである。

- P E P s の範囲は、F A T F 勧告に従うべきであるが、制度として導入する以上、明確化しなければ実効性を伴わない。したがって、P E P s の対象者をできるだけ明確化した上で法整備を行うという趣旨を報告書に記載すべきである。
- P E P s の規定が整備されるのであれば、当然、規定の解釈基準や運用のガイドラインが併せて示されることとなり、P E P s の範囲及び講ずべき措置等は明確に示されることとなるのではないか。
- 継続的な取引における顧客管理については、現行の取引時確認事項を最新のものに保つ義務からさらに加重したものを求めることは考えていないが、F A T F 勧告に沿ってリスクに応じた措置をとるべきである。
- 報告書のまとめの部分で各個別論点に関し、新たな制度の導入により具体的に発生する影響を記載した方が分かりやすい。新たな制度を導入すれば、個々の取引において、具体的にどのような影響があり、そのため国民に十分周知することが必要であるということに記載すべきである。
- 既存顧客については、F A T F メソドロジーを踏まえ、重要性 (materiality) 及びリスクに応じて情報の取得を義務付けることは適当であるが、訳語として「重要性」ではなく「特質」が適切であり、記載方法を検討すべきである。
- リスクベース・アプローチの実現のための新たな措置の導入に関し、国によるリスク評価結果と事業者に求められる措置について、政府による十分な周知活動が必要であるということを、項目として具体的にまとめの部分に記載すべきである。
- 本懇談会は、限られた時間の中で喫緊の課題への対応について検討したものであり、マネー・ローンダリング対策等に関する新たな制度の在り方の総論や方向性を示してきたものである。今後、警察庁が関係省庁と具体的な制度設計の検討を進める上でいいスタートが切れるような提言をしたつもりである。
- F A T F 基準への対応の観点では、我が国における実務上の取組は、相当程度効果を上げている反面、これを義務付ける我が国の法制度上の技術的表現と国際的に求められている規制の在り方との間にずれが生じていることが問題であると考えます。
- F A T F 勧告に対応した新たな制度について、法令解釈だけでなく、事業者においてその具体的な運用が理解できるような形で示してほしい。制度の運用に当たっては可能な限り詳細な説明をお願いしたい。
- 国民への影響に関し、何をすればどのような影響が出るのかということが重要である。したがって、具体的にこのような影響が考えられるので、十分な周知活動を行うことが必要であるということを経済報告書に記載すべきである。